

沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

〔平成19年4月1日〕
規則第10号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 級別標準職務（第3条）
- 第3章 級別資格基準（第4条—第8条）
- 第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給（第9条—第16条）
- 第5章 昇格及び降格（第17条—第21条）
- 第6章 昇給（第22条—第28条）
- 第7章 特別の場合における号給の決定（第29条—第32条）
- 第8章 雑則（第33条・第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第11号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 職員 条例第8条の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- （2） 昇格 職員の職務の級を給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- （3） 降格 職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- （4） 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第6条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- （5） 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- （6） 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- （7） 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- （8） 正規の試験 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の任免に関する規則（平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合規則第4号）第3条の規定による試験をいう。
- （9） 上級 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員採用候補者試験の試験区分上級の試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- （10） 中級 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員採用候補者試験の試験区分中級の試験及びこれに相当する正規の試験をいう。
- （11） 初級 沖縄県後期高齢者医療広域連合職員採用候補者試験の試験区分初級の試験及びこれに相当する正規の試験をいう。

第2章 級別標準職務

（級別標準職務）

第3条 条例第9条第1項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は別表第1に定める級別標準職務表に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

第3章 級別資格基準

（級別資格基準表）

第4条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規則において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとお

りとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第5条 級別資格基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する同表の職務の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経過年数を示す。

2 級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

(1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者

(2) 前号に該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない沖縄県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の職員、国家公務員又は広域連合の職員以外の地方公務員その他広域連合長の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者及び正規の試験の結果に基づいて給料表の適用を受けない広域連合の職員となり、引き続き給料表の適用を受けない広域連合の職員として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表（試験欄の区分の定めのあるものに限る。）の適用を受ける職員となった者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、正規の試験のうちいずれかの試験の結果により採用された者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「正規の試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

4 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等については、同表において別に定める場合を除き、別表第3に定める学歴免許等資格区分表（以下「学歴免許等資格区分表」という。）に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

5 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分に対応する学歴免許等欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する同表の学歴免許等欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経過年数の起算及び換算)

第6条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経過年数は、同表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経過年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については別表第4に定める経過年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経過年数の調整)

第7条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等欄の区分に対して別表第5に定める修学年数調整表（以下「修学年数調整表」という。）に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経過年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経過年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第8条 第15条又は第16条の規定の適用を受けた職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

第4章 新たに職員となった者の職務の級及び号給

(新たに職員となった者の職務の級)

第9条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

- 2 第15条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第16条に規定する職に採用された者に前項の規定の適用をする場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、広域連合長の定めるところにより、級別資格基準表に定める必要経過年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、同表の必要経過年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号給)

第10条 新たに職員となった者の号給は、前条の規定により決定された職務の級の号給が別表第6に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）に定められているときは当該号給とし、当該職務の級の号給が同表に定められていないときは同表に定める号給を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したもとした場合に第20条第1項又は第21条第1項の規定により得られる号給とする。

(初任給基準表の適用方法)

第11条 初任給基準表は、試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用する。

- 2 初任給基準表の試験欄の区分の適用については、第5条第2項の規定の例によるもの（同条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の区分によるものとする。）とし、初任給基準表の学歴免許等欄の区分の適用については、同表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第12条 新たに職員となった者のうち、初任給基準表の学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者に対する初任給基準表の適用については、その者に適用される同表の初任給欄に定める号給の号数にその加える年数（1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給をもって、同欄の号給とする。

- 2 初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、「初級」にあつては「高校卒」の区分が同表の学歴免許等欄に掲げられているものとみなす。

(経過年数を有する者の号給)

第13条 新たに職員となった次の各号に掲げる者のうち当該各号に定める経過年数を有する者の号給は、第11条第1項の規定による号給（前条の規定による号給を含む。以下この項において「基準号給」という。）の号数に、当該経過年数の月数を12月（その者の経過年数のうち5年を超える経過年数（第2号、第3号又は第5号に掲げる者で必要経過年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては当該各号に定める経過年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であつて広域連合長の定めるものに従事した期間のある職員の経過年数のうち部内の他の職員との均衡を考慮して広域連合長が相当と認める年数を除く。）の月数にあつては、15月）で除した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）に4（新たに職員となった者が条例第10条第4項の管理職員（以下「管理職員」という。）であるときは、3）を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給（広域連合長の定める者にあつては、当該号給の数に3を超えない範囲内で広域連合長の定める数を加えて得た数を号数とする号給）とすることができる。

- (1) 第5条第2項第1号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経過年数又はその者に適用される初任給基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に応じ、「上級」にあつては「大学卒」の区分、「中級」にあつては「短大卒」の区分、

「初級」にあつては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数

- (2) 第5条第2項第2号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(前条第1項の規定の適用を受ける者等で広域連合長の定めるものにあつては、広域連合長の定めるところにより得られる経験年数)
 - (3) 第5条第3項の規定の適用を受ける者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数(基準号給が職務の級の最低の号給(初任給基準表に掲げられている場合の最低の号給を除く。第5号において同じ。)以外の号給である者にあつては、その者の職務に有用な免許その他の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得したとき以後の経験年数)
 - (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格(前条第1項の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格)を取得した時以後の経験年数
 - (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号給が職務の級の最低の号給であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 前項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、同項に定めるもののほか、第6条から第7条までの規定を準用する。

(下位の区分を適用する方が有利な場合の号給)

第14条 前2条の規定による号給が、その者に適用される初任給基準表の試験欄の区分より下位の同欄の区分(「その他」の区分を含む。)を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給に達しない職員については、当該下位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号給をもって、その者の号給とすることができる。

(人事交流等により異動した場合の号給)

第15条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の号給について、前2条の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、広域連合長の定めるところにより、その者の号給を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない広域連合の職員
- (2) 国家公務員又は広域連合の職員以外の地方公務員
- (3) 公共企業体に勤務する者
- (4) 前3号に掲げる者以外の者で法令の規定に基づき、広域連合にその業務が移管される機関に勤務するもの
- (5) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (6) 法令の規定により任期が定められている職員でその任期が満了したもの
- (7) 前各号に掲げる者に準ずる者として広域連合長が定める者

(特殊の職に採用する場合等の号給)

第16条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号給の決定について第13条又は第14条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ広域連合長の承認を得て定める基準に従い、その者の号給を決定することができる。

第5章 昇格及び降格

(昇格)

第17条 職員を昇格させる場合には、その職務に応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い、その者の属する職務の級を上位の職務の級に決定するものとする。この場合において、その職務の級について必要経年数及び必要在級年数が定められているときは、そのいずれかを資格基準とする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ同表の必要経年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ広域連合長の承認を得たときは、この限りではない。

(上位資格の取得等による昇格)

第18条 職員が第5条第2項第1号に該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある職種欄の区分若しくは試験欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その資格に応じた職務の級に昇格させることができる。

(特別の場合の昇格)

第19条 職員が生命を賭して職務を遂行し、そのために危篤となり、又は重度心身障害者となった場合は、第17条の規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て昇格させることができる。

(昇格の場合の号給)

第20条 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する別表第7に定める昇格時号給対応表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

2 前3条の規定により職員を昇格させた場合で当該昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 第18条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号給が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号給に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号給を当該初任給として受けるべき号給とすることができる。

4 降格した職員を当該降格後最初に昇格させた場合におけるその者の号給は、前3項の規定にかかわらず、広域連合長の定める号給とする。

(降格の場合の号給)

第21条 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）とする。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

3 前2項の規定により職員の号給を決定することが著しく不相当であると認められる場合には、これらの規定にかかわらず、あらかじめ広域連合長の承認を得て、その者の号給を決定することができる。

第6章 昇給

(昇給日)

第22条 条例第10条第3項の規則で定める日は、第26条又は第27条に定めるものを除

き、毎年1月1日（以下「昇給日」という。）とする。

（勤務成績の証明）

第23条 条例第10条第3項の昇給（第26条又は第27条に定めるところにより行うものを除く。次条及び第25条において同じ。）は、当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は、昇給しない。

（管理職員の昇給の号給数）

第24条 管理職員を条例第10条第4項の昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、広域連合長が定める。

（管理職員以外の職員の昇給の号給数）

第25条 管理職員以外の職員を条例第10条第4項の昇給をさせる場合の昇給の号給数の基準については、当分の間、広域連合長が定める。

（研修、表彰等による昇給）

第26条 勤務成績が良好である職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、広域連合長の定めるところにより、当該各号に定める日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。

- (1) 研修に参加し、その成績が特に良好な場合成績が認定された日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (2) 業務成績の向上、能率増進、発明考案等により職務上特に功績があったことにより、又は特殊の施設において極めて困難な勤務条件の下で職務に献身精励し、公務のため顕著な功労があったことにより表彰又は顕彰を受けた場合表彰又は顕彰を受けた日から同日の属する月の翌月の初日までの日
- (3) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職する場合退職の日

（特別の場合の昇給）

第27条 勤務成績が良好である職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合その他特に必要があると認められる場合には、あらかじめ広域連合長の承認を得て、広域連合長の定める日に、条例第10条第3項の昇給をさせることができる。

（最高号給を受ける職員についての適用除外）

第28条 この章の規定は、職務の級の最高の号給を受ける職員には、適用しない。

第7章 特別の場合における号給の決定

（上位資格取得等の場合の号給の決定）

第29条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号給より上位の号給を初任給として受けるべき資格を取得した場合（第20条第3項の規定の適用を受ける場合を除く。）又は広域連合長が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号給を広域連合長の定めるところにより上位の号給に決定することができる。

（復職時等における号給の調整等）

第30条 休職にされ、若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第55条の2第1項ただし書の許可（以下「専従許可」という。）を受けた職員が復職し、又は休暇のため引き続き勤務しなかつた職員が再び勤務するに至った場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間、専従許可の有効期間又は休暇の期間（以下「休職等の期間」という。）を別表第8に定める休職期間等換算表に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職し、若しくは再び勤務するに至った日（以下「復職等の日」という。）及び復職等の日後における最初の昇給日又はそのいずれかの日に広域連合長の定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(降任者の号給等)

第31条 職員が降任した場合のその者の降任の日における号給は、降任後の職より上位の職にあった期間中降任後の職にあったものとみなし、当該期間の初日の前日における号給を基礎として、かつ、部内の他の職員との均衡及びその者の従前の勤務成績を考慮して当該期間の初日以降の昇格、昇給、給料の切替等の規定を適用した場合に降任の日に受けることとなる号給とする。

2 前項の場合においては、第21条の規定は適用しない。

(給料の訂正)

第32条 職員の給料の決定に誤りがあり、広域連合長がこれを訂正しようとする場合において、その訂正を将来に向かって行うことができる。

第8章 雑則

(この規則により難い場合の措置)

第33条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に広域連合長の定めるところにより、別段の扱いをすることができる。

(委任)

第34条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）
 級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	主事、技師の職務
2級	(1) 主任主事、主任技師の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事、技師の職務又はこれに相当する職務
3級	(1) 主査、技査の職務 (2) 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事、主任技師の職務又はこれに相当する職務
4級	(1) 副主幹の職務 (2) 相当困難な業務を行う主査、技査の職務又はこれに相当する職務
5級	(1) 課長、室長、主幹又は技幹の職務 (2) 相当困難な業務を行う副主幹の職務又はこれに相当する職務
6級	課長、室長、主幹又は技幹の職務
7級	事務局長の職務

別表第2（第4条関係）
 級別資格基準表
 行政職給料表級別資格基準表

試験		学歴免許等	職務の級						
			1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
正規 の試 験	上級	大学卒		3	4	4	2	別に定める	別に定める
			0	3	7	11	13		
	中級	短大卒		5.5	4	4	2	別に定める	別に定める
			0	6	10	14	16		
	初級	高校卒		8	4	4	2	別に定める	別に定める
			0	8	12	16	18		
その他	中学卒		9	4	4	2	別に定める	別に定める	
		3	12	16	20	22			

別表第3 (第5条関係)

学歴免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
1 大学卒	一 博士課程修了	(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 修士課程修了	(1) 学校教育法による大学院修士課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 大学6卒	(1) 学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	四 大学専攻科卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	五 大学4卒	(1) 学校教育法による4年制の大学の卒業 (2) 気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (3) 海上保安大学校本科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
2 短大卒	一 短大3卒	(1) 学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3) 学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	二 短大2卒	(1) 学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2) 学校教育法による高等専門学校の卒業 (3) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、 ^{ろう} 学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4) 航空保安大学校本科の卒業 (5) 海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 短大1卒	(1) 海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一 高校専攻科卒	(1) 学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、 ^{ろう} 学校又は養護学校の専攻科の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

	二 高校3卒	(1) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾 ^{ろう} 学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
	三 高校2卒	(1) 保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1) 学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾 ^{ろう} 学校若しくは養護学校の中等部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2) 上記に相当すると広域連合長が認める学歴免許等の資格

別表第4(第6条関係)

経験年数換算表

経歴		換算率
国家公務員、地方公務員 又は旧公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は100/100以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	100/100以下
	その他の期間	80/100以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		100/100以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経験を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	100/100以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの	50/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は80/100以下)
	その他の期間	25/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は50/100以下)

備考

- 1 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの」の区分の適用を受ける期間のうち、技能、労務等の職務についての経験が職員としての職務に直接役立つと認められる期間に対するこの表の適用については、同区分に対する換算率欄の率を80/100以下(部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、100/100以下)とする。
- 2 経歴欄の左欄の「その他の期間」の区分中「その他の期間」の区分の適用を受ける期間のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で広域連合長が定めるものに対するこの表の適用については、同区分に対応する換算率欄の率を広域連合長が別に定める。

別表第5（第7条関係）

修学年数調整表

学歴区分	修学年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年
修士課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学6卒	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
大学専攻科卒	17年	+1年	+3年	+5年	+8年
大学4卒	16年		+2年	+4年	+7年
短大3卒	15年	-1年	+1年	+3年	+6年
短大2卒	14年	-2年		+2年	+5年
短大1卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校専攻科卒	13年	-3年	-1年	+1年	+4年
高校3卒	12年	-4年	-2年		+3年
高校2卒	11年	-5年	-3年	-1年	+2年
中学卒	9年	-7年	-5年	-3年	

備考

- 1 学歴区分欄及び基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数(修学年数欄の年数を除く。)は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数(以下「調整年数」という。)を示す。この場合において「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄のこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分(その区分に属する学歴免許等の資格を含む。)が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数を加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 学校教育法による大学院博士課程のうち医学又は歯学に関する課程を修了した者に対するこの表の適用については、学歴区分欄の「博士課程修了」の区分に対応する修学年数欄の年数及び調整年数にそれぞれ1年を加えた年数をもって、この表の修学年数欄の年数及び調整年数とする。
- 5 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数及び調整年数について広域連合長が別段の定めをした職員については、広域連合長が別に定める修学年数及び調整年数をもって、この表の修学年数及び調整年数とする。

別表第6 (第10条関係)

初任給基準表

試験		学歴免許等	初任給
正規の 試験	上級		1級25号給
	中級		1級15号給
	初級		1級5号給
その他		高校卒	1級1号給

別表第7(第20条関係)

昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	2	1
11	1	1	1	3	3	1
12	1	1	1	4	4	1
13	1	1	1	5	5	1
14	1	1	1	6	6	2
15	1	1	1	7	7	3
16	1	1	1	8	8	4
17	1	1	1	9	9	5
18	1	2	2	10	10	6
19	1	3	3	11	11	7
20	1	4	4	12	12	8
21	1	5	5	13	13	9
22	1	6	6	14	14	10
23	1	7	7	15	15	11
24	1	8	8	16	16	12
25	1	9	9	17	17	13
26	1	10	10	18	18	14
27	1	11	11	19	19	15
28	1	12	12	20	20	16
29	1	13	13	21	21	17
30	1	14	14	22	22	18
31	1	15	15	23	23	19
32	1	16	16	24	24	20
33	1	17	17	25	25	21

34	2	18	18	26	26	21
35	3	19	19	27	27	22
36	4	20	20	28	28	22
37	5	21	21	29	29	23
38	6	22	22	30	30	23
39	7	23	23	31	31	24
40	8	24	24	32	32	24
41	9	25	25	33	33	25
42	10	26	26	34	34	25
43	11	27	27	35	35	26
44	12	28	28	36	36	26
45	13	29	29	37	37	27
46	14	30	30	38	38	27
47	15	31	31	39	39	28
48	16	32	32	40	40	28
49	17	33	33	41	41	29
50	18	34	34	42	41	29
51	19	35	35	43	42	29
52	20	36	36	44	42	30
53	21	37	37	45	43	30
54	22	38	38	46	43	30
55	23	39	39	47	44	31
56	24	40	40	48	44	31
57	25	41	41	49	45	31
58	25	41	42	50	45	32
59	26	42	43	51	46	32
60	26	42	44	52	46	32
61	27	43	45	53	47	33
62	27	43	45	54	47	33
63	28	44	45	55	48	34
64	28	44	46	56	48	34
65	29	45	46	57	49	35
66	29	45	46	58	49	35
67	30	46	47	59	50	36
68	30	46	47	60	50	36
69	31	47	47	61	51	37
70	31	47	48	62	51	37

71	32	48	48	63	52	38
72	32	48	48	64	52	38
73	33	49	49	65	53	39
74	33	49	49	66	54	39
75	34	49	49	67	55	40
76	34	49	50	68	56	40
77	35	50	50	69	57	41
78	35	50	50	70	58	
79	36	50	51	71	59	
80	36	50	51	72	60	
81	37	51	51	73	61	
82	37	51	52	74	62	
83	38	51	52	75	63	
84	38	51	52	76	64	
85	39	52	53	77	65	
86	39	52	53	78		
87	40	52	53	79		
88	40	52	53	80		
89	41	53	54	81		
90	41	53	54	82		
91	42	53	54	83		
92	42	53	54	84		
93	43	53	55	85		
94		54	55			
95		54	55			
96		54	55			
97		54	56			
98		54	56			
99		55	56			
100		55	56			
101		55	57			
102		55	57			
103		55	58			
104		56	58			
105		56	59			
106		56	59			
107		56	60			

108		56	60			
109		57	61			
110		57	61			
111		57	62			
112		57	62			
113		58	63			
114		58	64			
115		58	65			
116		58	65			
117		59	66			
118		59	67			
119		59	67			
120		59	68			
121		60	69			
122		60	69			
123		60	70			
124		60	70			
125		61	71			

別表第8 (第30条関係)

休職期間等換算表

休職等の期間	換算率
<p>法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。))による負傷若しくは疾病に係るものに限る。) 又は公務上の負傷若しくは疾病若しくは通勤による負傷若しくは疾病に係る休暇の期間</p>	<p>3/3以下</p>
<p>広域連合職員の分限に関する条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「分限条例」という。)第4条第1項の規定による休職(同項第3号の規定によるものにあつては、当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合に限る。)の期間</p>	
<p>外国機関等派遣職員の派遣の期間</p>	
<p>大学院修学休業の期間</p>	
<p>分限条例第4条第2項の規定による休職の期間</p>	<p>2/3以下(先行する休職が公務に基づくもの又は通勤による災害に係るものである場合にあつては、3/3以下)</p>
<p>専従許可の有効期間</p>	<p>3/3以下</p>
<p>沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成19年沖縄県後期高齢者医療広域連合条例第12号)第15条に規定する介護休暇の期間</p>	<p>1/2以下</p>
<p>法第28条第2項第1号の規定による休職(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病に係るものを除く。) 又は公務外の負傷若しくは疾病による休暇(通勤による災害に係るものを除く。)の期間</p>	<p>1/3以下(結核性疾患によるものである場合にあつては、1/2以下)</p>
<p>分限条例第4条第1項第3号の規定による休職(当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められる場合を除く。)の期間</p>	<p>1/3以下</p>
<p>法第28条第2項第2号の規定による休職の期間(無罪判決を受けた場合の休職の期間に限る。)</p>	<p>3/3以下</p>